第2章

財務状況 1

大会実行委員会において、令和4年度から次表のとおり予算を措置し、執行した。

【収入の部】 (単位:円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
負 担 金	21,611,000	167,733,000	1,769,594,000	鳥取県負担金
広告協賛金等	0	17,940,000	19,000,000	広告協賛金、寄附金
参加者負担金	0	0	9,000,000	交流大会参加費
その他収入	81	14,464	0	普通預金利息 等
繰 越 金	0	3,949,276	81,578,277	
合 計	21,611,081	189,636,740	1,879,172,277	

【支出の部】 (単位:円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘要
総務企画費	1,314,815	13,833,894	84,963,277	総会・常任委員会等 の開催、実施要綱・開 催要領・総合プログ ラム等の作成、大会実 施本部運営費、実行委 員会事務費 等
広 報·宣 伝 費	11,139,572	45,783,389	152,000,000	広報キャラバン隊活 動費、ボランドン 動費、ボラン学費 カンターよう 登費 リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル
大会開催事業費	5,207,418	48,441,180	1,642,209,000	総合開・閉会式開催 事業費、イベント開催事業費、輸送・宿泊・ 警備防災・医療救護 対策事業費、交流大 会開催事業費補助金、 表彰物品製作費 等
금 計	17,661,805	108,058,463	1,879,172,277	

※ 令和4年度及び令和5年度は決算額、令和6年度は当初予算額

2 協賛金等募集

全国から参加される方々を県民参加によるおもてなしで温かくお迎えし、魅力ある鳥取らしさあふれる大会となるよう、本大会の開催趣旨にご賛同いただける企業・団体等に対し、協賛金等の募集を行い、多くの皆様からご協力をいただいた。

(1) 募集方法

- ア 中央… (一財) 長寿社会開発センターが募 集活動を実施
- イ 県内…大会実行員会が募集活動を実施

(2) 協賛企業・団体等に対する主な特典

- ア 名称等の公表
 - (ア) 大会公式ホームページにおいて、協賛企業・ 団体の名称を掲載
 - (イ) 総合プログラム、大会報告書等に協賛企業・ 団体の名称を記載
 - (ウ) 総合開会式・閉会式及び各イベント会場内 に、協賛企業・団体のロゴを掲載した看板を 設置

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

- イ 総合開会式への招待
- ウ ふれあい広場におけるブースの優先出展

3 会場地市町村実行委員会等への助成

交流大会の円滑な運営を図るため、会場地市町村実行委員会及び競技主管団体に対し、補助金を交付した。

令和4年度(開催2年前)

補助対象経費	交付先	補助率	補助上限
先催大会等視察調査事業		1/2	75(%1)
運営推進事業	会場地市町村		
分散開催幹事市町情報収集事業(※2)		10/10	150
先催大会等視察調査事業	競技主管団体	10/10	1 2 0
運営推進事業	,		120

- ※1 複数種目開催市町は100千円を上限とする。
- ※2 分散開催種目(ソフトテニス、ソフトボール)の幹事市町対象。

令和5年度(開催1年前)

補助対象経費	交付先	補助率	補助上限
市町村実行委員会運営·交流大会開催準備事業 (※1)	· 会場地市町村実行委員会	1/2	600(**2)
リハーサル大会実施事業) 云场地印刷的关门安良云 		500
競技主管団体準備事業	競技主管団体	10/10	500
俳句交流大会開催事業	鳥取市実行委員会	2/3	500
おもてなし体制整備事業	会場地市町村実行委員会	10/10	250

- ※1 鳥取市及び米子市については、それぞれ1,075千円、1,250千円を上限とし、多種目競技実施団体への実施設計業務に要する経費を別途補助対象とする。
- ※2 2種目以降は1種目に付き200千円を加算した額を上限とする。

令和6年度(開催年)

補助対象経費	交付先	補助率	補助上限
管理運営事業	士町廿中仁禾日本	1/2	会長が認める額
歓迎装飾事業		1/2	300(**1)
交流大会開催事業	· 市町村実行委員会 	2/3	会長が認める額
リハーサル大会実施事業		1/2	500
競技主管団体事業	市町村実行委員会⇒競技 主管団体	10/10	400(%2)

- ※1 2種目以降1種目につき200千円、同一市町内で会場が複数にまたがる場合、2会場目以降1会場に つき100千円を加算した額を上限とする。
- ※2 共催種目の場合は、主管市町村実行委員会のみ対象とし、かつ主管市町村を除いた2市町村目以降1市町村ごとに100千円を加算した額を上限とする。